

ご旅行条件（要約）

お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTBコーポレートセールス（東京都新宿区西新宿3-7-1 観光庁長官登録旅行業第1767号。以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

(1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金お支払の際差し引かせていただきます。
(2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
(3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
(4) お申込金（おひとり）11,200円

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって21日目にあたる日より前（お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに）にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

* 旅行日程に明示した視察の料金（ガイド・通訳・バス料金） * 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金

※ これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

* 航空券代金・空港諸税・燃油特別付加運賃 * 空港-ホテル間の送迎代金 * 超過手荷物料金 * 宿泊代金 * クリーニング代、電話電報料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金 * 渡航手続関係費用 * オプションツアー料金 * 日程表に記載のない食事代

* ご自宅から集合場所までの移動交通費

「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

(1) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発送した時に成立し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。

(2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻しをすることをいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日（解約の申出が旅行代金のカード利用日以降の場合は、申し出翌日から7日間以内をカード利用日として払い戻します）」となります。

(3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、上記の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

● 旅券・査証について（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。）

● 旅券（パスポート）：中国への入国には、有効期間が入国時6ヶ月以上あるIC旅券または機械読取り旅券が必要です。

* 現在お持ちの旅券の有効性の確認、旅券・査証の取得はお客様自身で行ってください。

2. 査証（ビザ）：入国日を含む15日以内の滞在の場合、査証は不要です。

● 海外危険状況について 渡航先(国または地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。また、外務省のホームページ「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

● 保健衛生について 渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫所のホームページ<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

●個人情報取扱について

(1) 当社及び販売店、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

(2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

●特別補償について

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
1. 死亡補償金：2500万円、入院見舞金：4~40万円、通院見舞金：2~10万円、携行品損害補償金：お客様1名につき~15万円（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

● 海外旅行保険への加入について ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

●旅行条件・旅行代金の基準について

この旅行条件は2015年1月1日を基準としています。又、旅行代金は2015年1月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施

株式会社JTBコーポレートセールス



観光庁長官登録旅行業第1767号
日本旅行業協会正会員
〒163-1065 東京都新宿区西新宿3-7-1



総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく右記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

お問合せ／お申し込み先

株式会社JTBコーポレートセールス

本社営業部 第五事業部内ラピタ事務局
〒163-1066 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー27階
総合旅行業務取扱管理者：阿部 一晴

TEL：03-5909-8758 FAX：03-5909-8110

E-mail:lapita@bwt.jtb.jp

担当：平松・中井

（営業時間 9:30~17:30 土・日・祝日休業）